

### 【提案項目】

義務教育水準の維持向上のために必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度について、次の措置を講じること。

- 1 地方の実情を踏まえた対象範囲の拡大及び教員の給与実態を反映した制度改革  
義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る義務教育制度の根幹をなす制度であり、地方の実情や教員の給与実態が反映されるよう、対象範囲を拡大するなど、早急に制度を改めること。
- 2 制度見直しの際に地方への負担転嫁とならない財源措置  
今後、義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないような財源措置を講じること。

### 【提案理由等】

- 1 いじめや暴力行為、不登校など様々な教育課題に対応するため、義務標準法での配置に加え地方が独自に配置している生徒支援担当教員、教育支援センター教員等の人件費については、義務教育費国庫負担金の算定対象外とされ、その費用は全額地方の負担となっている。しかし、これらの教員は、義務教育における喫緊の課題に対応するため必要不可欠であることから、義務教育費国庫負担金の対象とする必要がある。

また、義務教育の教職員人件費については、義務教育費国庫負担金において国がその3分の1を負担することとなっているが、その算定上の国の給与単価は、都市部にある本県の生計費の高さが反映されていない。地方の実情が反映される算定方法に改め、国が十分に財源措置をする必要がある。

さらに、学校事務職員及び学校栄養職員については、以前、直接児童・生徒の指導に当たらないことを理由に国庫負担の対象から除外する議論があったが、校長の下で、教諭等とともに、学校の円滑な運営を担う職員であり、引き続き義務教育費国庫負担金の対象とする必要がある。

- 2 今後、国において義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう地方に財源措置を講じることが重要である。